

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第47回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成23年2月23日（水）13：30～14：55

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，大橋寛明，奥田昌道（委員長），中田裕康，  
夏樹静子，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，氏本総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成23年4月及び7月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成23年10月期の弁護士任官候補者について

#### （2）次回以降の予定等について

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成23年上半期の判事の再任候補者のうち再任予定日が2月の者，平成23年1月の新任判事補候補者及び平成23年1月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成23年10月期の弁護士任官候補者、平成23年4月及び7月の出向からの復帰候補者、平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者、4月に出向先から判事補に復帰した後、10月に判事の任命資格を取得する者及び4月に判事補に弁護士任官した後、10月に判事の任命資格を取得する者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- 平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、2月16日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、6月10日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する。地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、従来から、当委員会で、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、これまでと同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有

する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。なお、4月に出向から復帰した後、10月に判事の任命資格を取得する者及び4月に判事補に弁護士任官した後、10月に判事の任命資格を取得する者については、諮問時には出向中又は弁護士であり、情報の送付期限との関係で復帰後等の所属庁での執務実績もほとんどないことから、4月に出向から復帰した後、10月に判事の任命資格を取得する者については、第42回の当委員会で定めたとおり、出向前の勤務庁を所管する地域委員会に対し、周知依頼等をするのが適当とされ、4月に判事補に弁護士任官した後、10月に判事の任命資格を取得する者については、そのような前任庁もなく、弁護士としての執務状況等については判事補への任命の審議の際に検討済みであるので、更に情報収集する必要はなく、4月以降の所属庁の所長が作成した報告書により審議することとされた。

・ 平成23年4月及び7月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している13人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、3人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成23年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、以下のとおり説明がされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえ、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することと

されてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。

庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、6月10日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。なお、平成23年10月期の弁護士任官候補者1人に関する相手方代理人からの情報収集は、提出された取扱い事件リストのうち、同人が現在登録している弁護士会に対応する高等裁判所管内の事件の相手方代理人からに限ることとされた。

・ その他（○：委員，●：庶務）

○：判事補の外部経験は原則として全ての判事補について行われることになっているが、今回の判事任命候補者は、判事補の外部経験を推進する司法制度改革審議会意見書が出された後に任官した者であるので、今回の判事任命候補者の外部経験の状況について教えていただきたい。自分が資料から確認したところでは、候補者94名のうち、外部経験が無い者は28名で約30パーセント、外部経験が1年に満たない4ヶ月や5ヶ月の者9名と外部経験が無い者と合計すると37名で約40パーセントとなっており、育児休暇等の者が10名いるのでそれらの者は原則の範囲外としても、外部経験が無い者は18名で約19パーセント、外部経験が4ヶ月や5ヶ月の者を加えると約29パーセントとなっている。これは、判事補の外部経験は原則として全ての判事補について行われることになっていることとかなり数字的に遠いものとなっているので、次回7月の委員会で説明をいただきたい。

●：一点、前提として補足させていただきたい。判事補の外部経験を推進する司

法制度改革審議会意見書は平成13年6月に出されているが、その後、最高裁判所裁判官会議で、種々の環境・条件を整備した上で、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な経験を積む機会を与えるものとする旨の基本方針が議決されたのは、平成16年6月である。最高裁判所として正式に判事補の外部経験を推進することを外部に表明したのは、この時であると承知している。

○：それ以前に、判事補の外部経験について法曹制度検討会で何度も言われているので、どの時点をとらえるかが問題である。今回の判事任命候補者が外部経験をしていないことは本人の責任というより裁判所の側の問題で、今回外部経験がないことで不適に評価されるべきとは考えていないが、数字的にかなり大きいので説明をいただきたい。

(2) 次回以降の予定等について

・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、全員留任することとされた。

・ 次回の予定について

次回の委員会は、7月8日（金）午前10時から開催され、平成23年下半期の判事再任（判事任命）候補者及び同年10月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以 上